

1ページから続く

Q、合併のデメリットをどのよう

天野 津久井郡4町で行ってきた、ごみ処理、消防、救急やその他の事業は相模原市に引き継がれるので、行政サービスの質と量においてデメリットはほとんど生じないと思う。

溝口 協議内容を見るとほとんどデメリットはないと思う。

Q、合併のメリットがあるが、どのよう

小川 相模原市で行っている人件費の削減方法として、民間への委託の方が安価でサービスが充実すれば民間に委託する。職員数も退職する人数より採用する人数を減らし、全体の職員数の減を図っている。合併する、しないは別にしても今後努力が必要である。

Q、まちづくりの将来ビジョンをどのよう

小川 大きな問題である。まだ検討が進んでいないので、しっかりと検討して皆さんにお知らせする。

矢越 まちづくりの将来ビジョンは、新市建設計画に反映され、ひいては新市の総合計画につながるっていくものと考えている。

Q、まちづくりの将来ビジョンを作る際

矢越 知恵を出し合ったのは委員会のメンバーである。手法や進め方についてコンサルタンからアドバイスを受けた。

Q、新市の名称は住民投票で決

めたらどうか。

小川 「相模原市」の名称を変えることを協議会が決定するのは難しい。最終的には議会で決めていくことである。

牛山 編入合併により法人格が存続するのは相模原市のみであるので、どうしても合併に合せて新市の名称を変えるのであれば、法的には新市あるいは合併前の相模原市議会が決めることになる。

Q、政令指定都市は財政的な負担が大きくなるのではない

小川 政令指定都市は、中核市より大きな権限を持つので仕事も増え、経費もかかるが、それに必要な財源が国から来る。相模原市は市民病院や地下鉄などを持っていないので、政令指定都市になっても財政状況は悪くならないと思う。政令指定都市になったから財政負担や市民負担が増えるということはないと思う。また、そうしてはいけない。

10月23日

モーターボート競走組合、広域行政組合を設立し、自らの町の住民生活を維持・発展させることを考えると同時に、お互いに他町の住民生活にも責任を持ち合わなければいけないという宿命を背負ってきた。城山町長も真剣に考える結果、色々な意見があるのだと思う。

Q、政令指定都市を目指すために、市民・住民は何をし、新市には何が必要か。

小川 政令指定都市になるかどうかは、新市の市民や議会に相談し決めることである。合併したら直ぐに政令指定都市になるとは思っていない。

Q、飛び地合併について、制度的に可能か。飛び地合併は成立する

吉田 現実に飛び地の市町村は存在する。飛び地合併は制度的には可能であると考えてよい。

Q、「飛び地合併あり」という発言をしたと聞いたが、そこ

までして合併するメリットはあるのか。

溝口 城山町も我々と一緒に進んでいくと思っている。万が一そういうことがあった場合でも合併協議の内容を見ると合併するメリットはあると思う。

Q、相模原市と3町では価値観

が違ふ。また、議員数も減り3町の特徴が失われるのではない

天野 住民の方の持っている価値観は千差万別であるので一概には言えない。あえて3町の特徴を言うと神奈川県最大の水源地であること。さらには将来的に社会構造の変化に柔軟に対応していくだけの経済力、財政力、発展力に欠けていることだと思ふ。行政改革をして人件費の削減をすることが社会的要求であるので、行政改革を進めてプラス面として考えていくことが重

要だと思ふ。

溝口 相模原市と津久井とでは価値観が違うのは当然だと思ふ。議員数が減るのも事実であるが、人が住んで長い歴史があることで、地域の特徴・文化・歴史は永久に残っていくと思う。

Q、合併特例債の期限までに、なぜ合併しなければいけない

のか。

小川 合併協議会で、来年の3月までに議会の議決を経て、再来年の3月までに合併することを目標とすることが決まった。この期日に間に合わせる目的は、国からの財政支援措置などが受けられるからである。合併特例債を使用するか否かは法定協議会になって新しいまちづくりを計画するときに協議することになる。

Q、藤野町との合併も早期にお願いしたい。藤野町についてどう考えているのか。また、藤野町の将来ビジョンは、どのような形で策定する

のか。

小川 1市3町は協議が既に進んでいるため、藤野町とは別に協議し、最後には1市4町で合併できる方向で行こうとしている。まちづくりの将来ビジョンについては、藤野町と相談しながら、1市3町のビジョンから外れないように作れば良いと思う。

Q、新聞報道で城山町のごみ処理をしない

と発言されたが、相模原・津久井プロジェクトの「地域化」の検討を否定する

のか。

小川 記者会見で、飛び地合併について聞かれた。ごみ処理や消防などの約1300項目で合意ができていないこと、城山町が抜けることは考えられない。万一、城山町が抜けるような場合は、重要なことなので、町として県と相談する必要があるのではない

か。

(敬称略)

市町村合併シンポジウムでお寄せいただきましたご質問にお答えします。

前号の協議会だより及び本紙1面でお知らせいたしましたとおり、相模原・津久井地域合併協議会主催の「市町村合併シンポジウム」を開催いたしましたところ、会場にお越しいただいた皆様から市町村合併に関するご意見やご質問を多数いただきました。時間の関係でお答えできなかったご質問に対して、前号の協議会だよりに引き続きまして紙面にてお答えさせていただきます。なお、ご質問につきましては、類似のものをとりまとめ要旨としておりますのでご了承ください。

合併したらどうなるか

Q 中学校の学校給食について、3年を目途に給食のあり方を検討することだが、学校給食法に基づく給食を実施する方向で検討するということか。

A <小川> 中学校給食のあり方自体も含め、合併後3年間で相模原市と相模湖町の中学校給食について検討します。

Q 合併特例債を使って道路整備が行われるとすると、新市の将来像やコンセプトとして挙げている「水」環境を良好に保つことと矛盾する。道路整備が自然環境へ与える影響をシミュレーションしているのか。道路整備よりも少子高齢化対策となる事業を優先すべきと考えるがどうか。

A <小川> 合併特例債の用途は現時点では未定です。合併特例債は合併に伴い必要となる事業が対象となるものであり、今後策定される新市建設計画において検討されます。また、新たな道路整備を行う必要がある場合は、自然環境への影響を考え、適切に工事を行うことが必要と考えております。

Q 津久井町、城山町の財産区が残るのであれば、相模湖町に以前あった財産区を復帰すべきと考えるがどうか。

A <溝口> 財産区は、法律上、合併関係市町村の間で、財産所有に著しく不均衡があり、合併に支障が生じる場合に、設置が認められるものであり、既に相模湖町において、廃止された財産区を復帰させることは、法律の趣旨に鑑みると、適当でないと考えます。また、従前から存在する城山町、津久井町の財産区については、合併協議会において存続する方向で決定しております。

Q いわゆる青地は、農地としてしか利用できず、他に転用ができないが、地域発展のため、こうした土地を活用することができないか。

A <小川> 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興を図っていく農地を「農用地(青地)」として設定し、優良農地の確保・保全に努めています。農用地(青地)に指定されている土地は、農業以外の目的で利用することはできません。また、新市の都市計画やまちづくりについては、合併後各地域と十分に検討した上で定めることとなります。

合併の必要性・メリット

Q 自治体の豊かさの意味はどこにあると考えるか。(大きいことか、細やかなことか)

A <溝口> 行政の役割は、そこに住んでいる人々に対して、安定した行政サービスを行い安心して暮らしていただけるようにすることです。そのためには、財政基盤の強化と専門的な知識を備えた行政職員が必要ですので、ある程度以上の人口規模や財政規模が自治体に必要と思っております。

Q 少子高齢化対策などの課題に対し、解決のためのビジョンを示さずに合併しても、負担が増えるだけではないか。

A <溝口> 少子化対策については、次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、かつ育成される環境整備のために、現在「次世代育成支援地域行動計画」の策定を行っております。高齢者対策としては、「介護保険事業計画」を策定して、介護予防や積極的な社会参加の推進、介護サービスの質的向上に取り組んでいます。

Q 合併によって、一時的に財政の効率化が図られても、少子高齢化問題が抜本的に解決されないと、合併しても同じ課題に直面することになるのではない

か。

A <吉田> ご指摘のとおりです。しかし、そうなるかどうかは、あくまで1市3町の方、そしてその代表機関である自治体の創意と意欲と力量の発揮にかかっているのではないのでしょうか。と同時に、今日、自治体の財政状況は規模の大小にかかわらず、極めて厳しいものとなっております。三位一体の改革も加わり、ご指摘の社会制度や税財政制度はますます自治体に厳しいものとなるようになっていきます。この大きな転換期にあって、国の財政資金を可能な限り獲得する戦略をとることも大切ではないかと思ひます。

分権と自治の時代です。国にあまり甘く見られたくないものです。もちろん、国の財政状況からすると、ここまで保障されるか疑問な面も多いのですが、少しでも可能性があれば、可能なかぎり外部の財政資金を確保し、まちづくりの自立的な展開を図る戦略的姿勢が問われる局面にあるのではないのでしょうか。

Q コンパクトな町のこととは私も聞いたことがあるが、今進んでいる合併議論がその手段とは結びつかない。具体的

なイメージはどのようなものか。

A <吉田> ご指摘のとおりかもしれませんが、今回の合併議論では短期的でも狭小な利益だけを考えた議論に終始しがちではないかと感じています。しかし、視野を広げれば、町村、相模原市の各街の単位で徒歩で楽しめるコンパクトな街を形成し、それらを幹線交通体系でネットワーク化する多様な新しい都市の形成こそ、これからの「環境の世紀」にふさわしい環境負荷の少ない新しい都市形成になるのではないかと思います。少なくとも、小さいほうが良い、大きいほうが良いという量の発想での議論から脱却したいものです。また、県に頼るのではなく、近くの自治体にそれぞれ相互に広域的責任をきちんと果たし、連携・連帯する志豊かな自治体と市民でありたいもの

です。

Q 市民の自己決定権の拡充という理念をお話されたが、津久井地域からみれば、「よらば大樹の陰」というのが現実である。今回の合併が理念どおりに行われていると考えているか。

A <吉田> 現実には、ご指摘のように多くの都市政策課題において理念のとおりにはいかない面が多々あると思います。しかし、合併のような自治体の統合については、理念どおりになるかどうかは、市民の自分のまちに対する志や意欲の高さにかかっていると思います。理念どおりにならなくても、それは市民の自己決定の結果であり、自己責任を持たねばならないという自己決定・自己責任の行動原理が徹底されることになっており、結局、すべて市民に戻ってくるわけです。

Q 企業合併と市町村合併の違いはどのような点か。

A <吉田> 組織体の合併という意味では、企業の合併も自治体の合併もさほど差はないと思います。しかし、企業に比べると、自治体は遥かに総合的な仕事をしなければならぬ立場にあります(なにする揺り籠かまた墓場まで人間の一生を対象とするわけですから)。またご承知の通り自治体は単なる組織体ではありません。何よりも市民の代表機関で、公権力を行使する立場にもあります。したがって、自治体の合併の際には、市長の他に議会の議決や、都道府県知事への届出、都道府県議会の議決、総務大臣へ

3ページに続く